

令和3年4月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和3年4月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

4月15日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第19号 職員の任免について  
議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第21号 空き家に附属する農地の指定について  
議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第24号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第25号 事業計画変更承認について  
議案第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第27号 現況確認書の交付について

### ○出席委員(18名)

- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 金子哲也 | 2番  | 烏田茂夫  |
| 3番  | 大石博則 | 4番  | 松田由美子 |
| 5番  | 品川民雄 | 6番  | 田村廣   |
| 欠席  | 守永正範 | 8番  | 藤田芳昭  |
| 9番  | 岡崎弘明 | 10番 | 原川久美子 |
| 11番 | 矢次利典 | 12番 | 横山喜一郎 |
| 13番 | 長富繁美 | 14番 | 原田知美  |
| 15番 | 中野恵子 | 16番 | 鈴川肇   |
| 17番 | 草野隆司 | 18番 | 尾木武夫  |
| 19番 | 片岡兼雄 |     |       |

### ○議事録署名委員

- 2番 烏田茂夫 16番 鈴川肇

### ○議事

事務局長 只今から、令和3年4月萩市農業委員会総会を開催いたします。

農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 烏田委員、16番 鈴川委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第19号「職員の任免について」を議題に供します。事務局職員の人事異動に伴う案件です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第19号の説明

議 長 以上の説明のとおり、4月1日付けでの人事異動であります。萩市農業委員会の承認が必要でありますので、お諮りいたします。

議案第19号「職員の任免について」、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員が挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。それでは、承認をいただきましたので、事務局職員のあいさつをお願いします。

事 務 局 新事務局職員あいさつ

議 長 議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局        それでは、議案第20号第1項について説明いたします。議案は、4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月6日に●●●委員さん、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、●●●から西へ約2kmに位置します。●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積1,097㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は2,510㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地ですが、ここに国道●●●が通っていて、こちらの方が●●●●に抜ける道になっております。このあたりに●●●さんがございまして、こちらにお寺があって、申請地がこちらになります。譲受人の●●●さんの自宅がここにあります。

申請の理由ですが、申請地は譲受人の●●●さんの自宅のそばの農地であり、申請地を取得して一体的・効率的な農業をしたいと考えられており、譲渡人の●●●さんは、遠隔地の農地で耕作が困難なことから、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は40年です。●●●の構成員として農業をされています。ご自分で耕作している農地の面積が133㎡、●●●に貸している農地が2,377㎡ございます。法人の構成員であれば、法人に貸している農地も自分の耕作面積に含めることができるため、耕作面積は先ほど申し上げたとおり、2,510㎡となります。年間農作業従事日数は、ご本人が60日となっております。

次に営農計画ですが、申請地では現在、柚が栽培されていることから、●●●さんも引き続き柚を栽培されるとのことでした。

最後に農機具の保有状況ですが、軽トラック1台、草刈り機2台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長        説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長        はい、●●●委員をお願いします。

第 2 番 この案件の詳細につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。この畑には先ほども説明がございましたが、柚が20本程度植えられており、今後は●●●さんが引き続き管理されますので、問題ないと思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項について説明いたします。議案は、4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1.3kmに位置します。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,632㎡外4筆、合計で3,676㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所でございますが、ここに●●●の●●●がございます。この前を国道●●●、こちらに行くと●●●に向う道でございます。申請地がこのあたりになっております。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんは、旦那さんの退職後に就農される計画を持っておられ、空き家バンクに登録があった申請地を空き家と共に取得することを希望され、譲渡人の●●●さんは、現在市外にお住まいで耕作が困難なことから、双方連名により本申請に至ったものです。こちらにある家が●●●さん所有の空き家で、

今回●●●さんがこちらを取得されることとなります。農地は5筆で、こちらとこちらと、このあたりにございまして、あいだに●●●さんの田んぼがございまして、こちらに田んぼがございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験は0年ですが、旦那さんと一緒に、山口県農業大学校の作物研修などを利用して、農業技術を習得されています。年間農作業従事日数は、ご本人が180日、旦那さんが150日となっております。

次に営農計画ですが、令和3年は野菜を育てる準備と、栗・梅等の技術の取得を行い、令和4年から野菜と果樹を栽培されるということです。●●●では、こちら側の田んぼに関しましては、現在耕作されている●●●さんの協力を得て、水稻を栽培される予定です。また、●●●の一部にはパイプハウスを建てられて、野菜の水耕栽培をされるということです。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈り機3台、チェーンソー3台、噴霧器1台、軽トラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この方はですね、終の棲家に●●●を選ばれたようです。いわゆるIターンです。まずもってよくおいでくださいまして、ありがとうございますと言いました。ちょっと長くなりますが、借受地の●●●さんから、私のところに電話がありまして、わしが合意しないからどうも話が進まないということになっていると相談を受けました。そうではなくて、なんぼでも出すよということで、合意解約をされまして、それからとんとん拍子に話が進みまして、合意に至りました。現場で立ち会って話をする中で、奥さんが先ほど説明がありましたが、駐車場のようになっている場所があるのですが、そこに地域の方が車を止めて、自分の山に行って掃除するのが、ちょっと嫌だと言われていましたが、田舎じゃあそんな事を言っていたら、生活していけないと話したのですが、地域とともに仲良く話し合いながらやっていくことが、今から先、住んでいくのに一番良いことよ、ということで話をしました。旦那さんの退職を待

って、今回一緒に来て、営農しながら野菜を栽培、販売したいということ。大丈夫だと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
今、●●●推進委員からいろんな状況、事情をお話しいただきましたが、見も知らぬところに●●●の方から来て、これから終の棲家として、そして農業に携わるということで、大変微笑ましいといえますか、うれしいお話でございます。しっかり●●●推進委員、支えてあげてください。それから、事務局の説明の中で、農作業従事日数が180日、150日とありましたが、それは予定でしょう。

事務局 はい。予定です。申し訳ございませんでした。

議長 そうということです。ほかにご覧いませんか。

(質問、意見なし)

議長 意見がないようですので、それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第21号「空き家に附属する農地の指定について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第21号第1項について説明いたします。議案は6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、この議案につきましては、空き家に付随する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に付随する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

通常、耕作面積が30aに満たなければ萩市の農地を取得するこ

とはできませんが、空き家バンクに空き家とともに登録されている農地は、農業委員会の指定を受けることで、耕作面積が1 a 以上あれば取得できるようになります。

4月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約2 km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積485㎡外1筆、合計で782㎡です。

農地ですが、●●●にある農地となっております。ここに●●●がありまして、海側にある農地で、今回申請地は、こちらとこちら2筆になるのですが、空き家バンクと一緒に登録されている空き家がこちらになります。なので、こちらからここに行って耕作されるようになります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積125㎡外4筆で、畑の面積が1,717.94㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申請地については、空き家を購入される、●●●の●●●さんが取得して、野菜の露地栽培を行う予定です。空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、事務局の説明のとおり、4月7日、事務局3名と●●●委員と私の5名で確認をいたしました。いわゆる空き家バンクの案件で、譲受人の●●●さんは●●●歳と若いんですね。この度ずっと農業を続けていただければ、この土地を守っていけると思っております。ということで、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決



定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第22号第1項についてご説明します。議案は8ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で、現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西約1kmに位置する、第一種低層住居専用地域内にある公共投資の対象となっていない第3種農地です。地番は、●●●、地目は、登記・現況地目ともに畑、面積は117㎡です。場所としては、●●●の●●●の向かい合った場所の、住宅地の奥の挟まれたところにあります。申請者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、申請者は定年退職で●●●の実家に戻ってきましたが、駐車スペースが無かったため、現在の住居敷地に隣接する申請地に自己用駐車場2台分を整備するものであり、適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地は、四方全て宅地に接しており、隣接農地はなく適当です。なお、進入路は、申請者所有の私道を通行し、市道に至り確保されています。

(スクリーンに配置図を表示)

次に、配置図ですが、このように5m×3mの駐車スペースを2台分設けます。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生しないため問題ありません。

被害防除計画ですが、造成等を行わず、整地のみを行うもので、

土砂等の流出の恐れはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして4月7日、事務局2名、●●●推進委員と、●●●委員と私の、計5名で現地確認をいたしました。内容につきましては、只今の事務局から説明のあったとおりでございまして、現況はですね、何も植えられていない畑とっていただければよいと思います。周囲は全て宅地でありまして、奥に自己住宅ということで、ここは、家庭菜園程度の面積で、転用されても何ら差し支えないところだと確認できたということで、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。それでは第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第23号第1項についてご説明します。議案は10ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ1.3kmに位置する、第一種低層住居専用地域内にある、公共投資の対象となっていない第3種農地です。地番は●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は666㎡です。場所としては、●●●の裏の市道に面したところとなっております。北側の宅地部分の一体利用地を含めた計画の所要面積は954㎡になります。転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんと、●●●の●●●さんで持分はそれぞれ2分の1です。

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが申請する宅地、及び宅地部分の一体利用地を買い受け、宅地分譲2区画と進入路を整備するものであり、適当でございます。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地は、北側は道路、東側、西側、南側全て宅地に囲まれておりまして、隣接農地はなく適当です。

(スクリーンに配置図を表示)

次に、配置図ですが、このように2つの区画と進入路を設けます。

用排水計画ですが、雨水は敷地内に溜樹を2か所設置し、雨水側溝から北側市道側溝へ流入させ、汚水は北側市道内の公共下水道に接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、整地のみ行うもので、土砂等の流出の恐れは無く適当です。

その他、すべての区画の敷地面積が500㎡以下であるため、面積は適当であるといえます。

また、本申請地は伝統的建造物群保存地区内にあり、この度の事業で、伝統的建造物に指定されていない建造物である、門、土塀の一部、生垣を解体撤去しますが、こちらは市文化財保護課に現状変更許可申請書が提出されており適当です。その他の指定されている塀の部分はそのまま残したままの区画整備となります。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第15番 この件につきましては、4月7日、事務局、並びに●●●委員、●●●推進委員と、私とで現地を確認いたしました。私事ですが、今回はじめて現地確認を経験させていただきました。これから色々あると思いますけど、1年生ですので、勉強しながら進めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

内容につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。申請地は周囲が皆、宅地でございます。位置的には●●●の南側、ここの図面でいいますと、道路の右側が●●●でございます。その裏側、南側に位置する場所でございます。市道側の黄色い部分に門、塀、それと囲まれた庭と住宅があるという状況でございます。今回の申請地はその裏側にある緑の部分でございます。そこは生垣に囲まれておりまして、実際に畑と申しまして、柑橘と雑木が密集して荒れている状況でございます。譲渡人お二人とも、市外に住んでおられるため、空き家と畑の管理が難しいということで、畑を利用するにも家を取り除かないと入れないという状況でございますので、一括売買することになったようでございます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 丁寧な説明でした。ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。それでは第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項についてご説明します。

4月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から南東約1 kmに位置する、第一種住居地域内にある公共投資の対象となっていない第3種農地です。場所としては、●●●の入口の下に下りた県道沿いの場所のあたりになります。地番は、●●●、地目は、登記・現況地目ともに畑、面積は6 1 1 m<sup>2</sup>外1筆で、合計1, 7 7 1 m<sup>2</sup>です。北側の宅地部分の一体利用地を含めた計画の所要面積は2, 1 2 4. 7 1 m<sup>2</sup>です。転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、申請者の●●●さんが、代表取締役を務め、とび・土木工事業を行う●●●の●●●さんが、受注工事の増加と事業拡大に伴い、●●●にある既設の資材置場のみでは不足するため、足場用の資材置場及び工事用車両用の駐車場スペースを確保する必要が生じたことから、申請地を買い受け、資材置場及び駐車場3台分を整備するものであり、適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

申請地は、北側と西側は宅地、東側と南側は道路に接しているため適当です。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように、足場の資材置場を2箇所と、工事用車両駐車場3台分を設けます。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で、北側の県道側溝に流入させ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、碎石による整地のみ行います。土砂等の流出の恐れはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 この件につきまして今、事務局の説明のとおり、4月7日に●●●推進委員さん、事務局3名、それに本人の●●●さん立会いのもとで、現地確認を行っております。そもそもこの道路拡張に伴いまして、●●●さんの本宅はですね、もう既に取り壊されておりました、それに付随する後ろの農地ということになります。隣接するという訳ではないのですが、農道を挟んで隣にみかん畑、あるいは野菜畑等もありますが、資材置場そのものにするということで、高さも2m程度しか積み上げないというご本人の話しでありますので、そちらの方に対する影響も少ないのではなかろうかと考えます。いずれにしましても問題はないと思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項についてご説明いたします。

4月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局とで現地確認を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から南南東に1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない第2種農地です。地番は●●●、地目は登記・現況とも田、面積は411㎡です。宅地部分の一体利用地を含めた計画の所要面積は1,606.22㎡です。転用者は●●●の●●●さん、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、貨物自動車運送取扱事業を行う●●●さんが、取り扱い荷物量の増加に伴い、トラックの稼働状況も増加傾向にあ

る中で、既存のトラック置場では不足が生じるため、自宅と事務所に隣接し、出入りも便利がよい申請地を買い上げ、駐車場を整備するものであります。

(スクリーンに分間図を表示)

申請地は、北側は宅地及びこちらが元萩有料道路の県道、東側は県道、西側は宅地、南側は田に接しております。接している田は、全て譲渡人の名義であるため、適当です。

なお、申請地の●●●は、南側のこちらの●●●の田1, 041㎡を分筆したものであります。

(スクリーンに配置図を表示)

次に、配置図ですが、黄色の部分は既存の駐車スペースでありまして、緑の申請地を造成し、トラック11台分の駐車スペースを設けるものでございます。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生せず適当です。

被害防除計画ですが、田を1m埋め立て、造成と整地を行います。東側と南側の法面は45度の勾配で土羽仕上げを行い、土砂等の流出のおそれは無く適当です。以上、ご審議のほど、よろしく願います。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 内容は只今、事務局からの説明がありましたとおりであります。私の方からは現況というか、現地報告というかたちで説明させていただきます。当該申請地は、ここ数年全く耕作されておらず、この隣接する農地、●●●に隣接する●●●、この農地は現状、竹等が繁殖しており、一部竹林というような形になってきております。この度の分筆による●●●は、農地として残りますが、先ほど申しましたが耕作されていないというような状況で、今後も農地として利用出来るような見込みはありません。そのような状況の中で今回の

売買は、両者にとってメリットがあるのかなと思います。個人的な見解としては、●●●もあわせて買い取ってもらったら良かったのではないかと思います。まあそういった現地の状況であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 はい。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、追加議案の第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、追加議案の第4項について説明いたします。

こちらの資料は別紙となっております。本案件は、無断転用の追認許可案件となります。

4月12日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局とで現地確認を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から南東へ約3kmに位置する、公共投資の対象となっていない第2種農地です。地番は、●●●、登記地目は田、現況地目は山林、面積は330㎡外2筆、合計で828㎡です。転用者は●●●の●●●さんで、所有者は、●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、産業廃棄物処理業者の●●●さんが、産業廃棄物のエネルギー化及び熱回収事業のための焼却商品（廃プラスチック置場）を確保するため、申請地を買い受け、転用するものであります。

廃プラスチックは、ラッピングされた直径1m、高さ1m、1個の重量が400～500kgのものを3段積みで設置し、総量は2,304包となります。

施設では毎日50トンの焼却処理が可能ですが、廃プラスチック



クの受け入れが、年々増加傾向にあり、申請地に積み上げて保管することになると伺っております。

本申請地については、申請者の●●●さんの父親と●●●さんが農地法の許可を受けずに、28年前頃から未登記の状態です。貸借され、平成15年から、本申請地に廃プラスチックが置かれていた状態でしたが、この度、相続登記により、登記簿上まだ農地のままであることが発覚したものであります。

なお、本案件は無断転用のため、追認許可を得るための始末書も添付されております。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地は、小さくて申し訳ございませんが、東側は宅地、西側と南側は山林、北側は原野に接しています。

接している原野及び山林は、譲受人●●●及びグループ会社の●●●の名義又はこれから譲受人へ所有権移転される農地であるため適当です。なお、廃プラスチックが置かれることについては、●●●からの同意書も提出されております。

(スクリーンに配置図を表示)

次に、配置図を説明いたします。申請地はこちらの緑色の着色された部分の田んぼ3筆でございます。○印がラッピングされた廃プラスチックを示しております。設置数量は、先ほどの説明のとおり2,304包となっております。

用排水計画ですが、雨水は地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、造成や整地は行わないため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。

最後に、●●●では、設立当初と同時に、産業廃棄物処理による環境保全に対しての地元住民代表者・萩市担当職員らによる協議会を設置し、現地パトロール等を行い、年3回環境保全環境推進協議会を開催し、状況報告が行われております。直近では、今年の12月に開催されております。

また、近年の豪雨災害に備えまして、豪雨も多数発生しておりますので、廃プラスチックのかたまりが崩れないようにパトロール等徹底するよう農業委員会から指導しております。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 この件につきましては、3月の総会でみなさんに審議していただいたのですが、その中で、今事務局から説明があったように、現地を確認した時に、既に廃プラスチック資材が置かれていたという状況がありまして、今回の3筆については保留したかたちでおいておりました。始末書など、●●●で協議会を9月に集まって協議したというようなことが、出てきています。今後どんどんプラスチック自体が増えてきて周りがいっぱい置かれな、飽和状態になってきています。現に何年も野積みされた状態も一部あります。それではいけないということで、きちんとした形で新しくやっていくということですので、協議の上の結果をよろしくをお願いします。以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。それでは第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。  
農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければ

ならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要です。農用地利用集積計画について、市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったものや、申出書の提出が4月公告に間に合わなかったものなどを、上程いたしております。公告は4月30日付となります。

それではまず、お手元にお配りしています農地中間管理事業による利用権設定状況（令和3年5月1日現在）の薄い方の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。以下、一番下の合計の欄を読みあげていきます。

左から、件数が11件、筆数38筆、田の面積が56,519㎡、合計56,519㎡となっております。

この農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が間に入った契約となります。農地所有者から農地中間管理機構が農地を借り受け、それを実際に耕作する農家に農地中間管理機構が貸し出す形になります。

次のページに内容が記載されております。右端の備考のところに受け手の名前を記載しております。今回は、1つの法人と1人の個人が受け手となっております。

続きまして次にこちらの、利用権設定状況（令和3年5月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

5月1日に設定されるものは、新規が、件数19件、筆数25筆、田が29,265㎡、畑が2,126㎡で、面積の合計は31,391㎡です。

更新が、件数29件、筆数42筆、田が66,554㎡、畑が3,494㎡、面積の合計は70,038㎡です。新規と更新を合わせた面積が、101,429㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第25号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。第1項から第2項まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第25号「事業計画変更の承認について」を説明いたします。議案は13ページです。

第1項の計画変更は、令和元年12月20日付けで、農地法第5条許可を行った、●●●での木材搬出路の一時転用に係るものです。

転用者は、●●●の●●●さんで、変更の内容は期間延長です。変更理由は、立木の伐採時期が当初の計画から変更となったためであり、令和4年2月28日までの期間を令和4年12月19日までに延長するものであります。

続いて、第2項を説明いたします。

第2項の計画変更は、平成30年6月28日付けで、農地法第5条許可を行った、●●●での、現場事務所・資材置場・仮設道路の一時転用に係るものです。

転用者は、●●●の●●●さんで、変更の内容は、期間延長です。変更理由は、●●●の工事内容の変更に伴い、仮設道路等の確保及び農地転用部の復旧が延期となるため、令和3年3月31日までの期間を令和3年6月28日までに延長するものであります。

第1項、第2項とも、3年以内の一時転用期間内での延長で基準を満たしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第31号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第26号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。第1項から第25項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第26号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。議案は15ページからです。この議案は合意解約についての報告になっております。

まず、第1項、●●●、地目、登記・現況とも田、面積953㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の方と利用権設定されます。

続きまして、第2項から第5項までは一括して説明します。

●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,088㎡ほか3筆、合計面積は、4,498㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さん外3名です。権利の種類は合意解約で、解約後は別の方と利用権設定されます。

続きまして、第6項は、●●●、地目、登記・現況とも田、面積677㎡外1筆、合計面積は、3,731㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は保全管理の予定です。

続きまして、次のページ議案16ページの第7項から第17項までは一括して説明します。

●●●1、地目、登記・現況とも田、面積806㎡ほか37筆、合計面積は48,848㎡、賃借人は●●●で、賃貸人は●●●の●●●さん外10名で、権利の種類は合意解約です。解約後は、所有者の保全管理となります。

続きまして、第18項は、●●●、地目、登記・現況とも田、面積2,014㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約です。解約後は、さきほど議案第20号でご審議いただきましたが、3条許可により所有権移転されます。

続きまして、第19項は、●●●、地目、登記・現況とも田、面積3,756㎡外2筆、合計面積11,478㎡、賃借人は●●●

の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●相続人代表、●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の方と利用権設定されます。

続きまして、議案19ページの第20項から第23項までは一括して説明します。

●●●、地目、登記・現況とも田、面積2, 253㎡ほか4筆、合計面積は10, 237㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さん外3名で、権利の種類は合意解約です。解約後は別の方と利用権設定されます。

続きまして、第24項は、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1, 773㎡ほか1筆、合計4, 636㎡、賃借人は●●●で、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は所有者が自作されます。

続きまして、第25項ですが、申し訳ございませんが、ここで議案の訂正をお願いします。議案19ページの最後が25項になっていますが、26項の誤りです。お詫びして訂正いたします。第25項から第26項について一括して説明します。●●●、地目、登記・現況とも田、面積1, 174㎡外2筆、合計面積3, 433㎡、農地中間管理事業の賃貸借で、賃借人は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は相対で別の方と利用権設定予定です。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第26号の報告は終わります。

### (報告事案-3)

議 長 議案第27号「現況確認書の交付について」を議題に供します。第1項から第4項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは、案第27号「現況確認書の交付について」を説明いたします。議案は21ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北北東へ約600mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は33㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申し立てによると、申請地は20年以上前から車庫として使用されており、現在は倉庫として使用されており現在に至ります。本調査によると、申請地には、申し立てのとおり、木造トタン葺きの倉庫が建っており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第2項を説明いたします。

こちらは、先ほど、議案第21号の空き家に附属していた農地となります。

4月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北北西へ約1.2kmの●●●に位置する、大字椿東字沖平3593番、登記地目は畑、面積は472㎡です。申請人は、周南市の吉村祐希さんです。

申し立てによると、申請地は10年以上前から耕作しておらず雑木が繁茂し、現在に至ります。本調査によると、申請地には、申し立てのとおり、雑木が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第3項を説明いたします。

4月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南南西1.6kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積1,842㎡、外1筆、合計面積は2,335㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申し立てによると、申請地は、40年以上前に植林され、現在は桧が生育しております。本調査によると、申請地には、桧が生え山林化しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

最後に第4項を説明いたします。

申請地は、同じく●●●所から南西約8kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,130㎡ほか3筆、合計面積3,585㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申し立てによると、申請地は、10年以上前から耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し現在に至ります。本調査によると、申請地には、雑木が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第27号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会



萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和3年4月15日

萩市農業委員会会長 片岡 英雄

委員 野田 茂夫

委員 鈴川 肇